

別紙 2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

〔総務省〕

① 町及び字の区域の新設等の届出、告示

- ア 市町村長の町及び字の区域の新設等に係る都道府県知事への届出（地方自治法（昭 22 法 67）260 条 1 項）については、廃止する。
- イ 都道府県知事が処理している町及び字の区域の新設等の告示（地方自治法 260 条 2 項）については、すべての市町村へ移譲する。

〔厚生労働省〕

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

- ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭 24 法 283）12 条の 3 第 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。
- イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭 35 法 37）15 条の 2 第 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

③ 未熟児の訪問指導等

都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法（昭 40 法 141）18 条、19 条 1 項、20 条 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。

④ 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法（平 17 法 123）54 条 1 項、58 条 1 項）については、すべての市町村へ移譲する。

〔農林水産省〕

⑤ 農地等の権利移動の許可

都道府県知事が処理している農地及び採草牧草地の権利移動の許可（農地法（昭 27 法 229）3 条 1 項）については、すべての市町村農業委員会へ移譲する。

〔国土交通省〕

⑥ 都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭 43 法 100）15 条 1 項）については、すべての市町村（アについては、特別区を除く。）へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア 地域地区（都市計画法 8 条 1 項）のうち、三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等又は指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区に関する都市計画

イ 地域地区（都市計画法 8 条 1 項）のうち、10 ヘクタール以上の風致地区及び特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を除く。）並びに緑地保全地域（いずれも 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関する都市計画

ウ 都市施設（都市計画法 11 条 1 項）のうち、4 車線以上のその他の道路、一般自動車ターミナル、10 ヘクタール以上の公園、緑地、広場及び墓園（国又は都道府県が設置するものを除く。）、大学及び高等専門学校、2,000 戸以上の一団地の住宅施設並びに防潮施設に関する都市計画

エ 市街地開発事業（都市計画法 12 条 1 項）のうち、50 ヘクタールを超える土地区画整理事業、3 ヘクタールを超える市街地再開発事業、20 ヘクタールを超える住宅街区整備事業及び 3 ヘクタールを超える防災街区整備事業に関する都市計画（いずれも国、都道府県等が施行するものを除く。）

オ 市街地開発事業等予定区域（都市計画法 12 条の 2）のうち、20 ヘクタール以上の一団地の住宅施設予定区域に関する都市計画

（2）すべての市へ移譲する事務

〔消費者庁、経済産業省〕

① 家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している家庭用品の販売業者（卸売業者を除く。以下「販売業者」という。）に対する表示事項を表示し及び遵守事項を遵守すべき旨の指示並びに当該指示に従わない販売業者の公表（家庭用品品質表示法（昭 37 法 104）4 条 1 項及び 3 項）につ

いては、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。なお、販売業者の公表については、消費者庁長官又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事が処理している販売業者に係る不適正表示により一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理及び当該申出に係る調査（家庭用品品質表示法 10 条 1 項及び 2 項）については、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

ウ 都道府県知事が処理している販売業者からの報告の徴収（当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限る。）及び立入検査（家庭用品品質表示法 19 条 2 項）については、すべての市へ移譲する。なお、消費者庁長官又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

〔厚生労働省〕

② 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し（墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）10 条 1 項及び 2 項、19 条）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（墓地、埋葬等に関する法律 18 条 1 項、19 条）については、すべての市へ移譲する。

③ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令（社会福祉法（昭 26 法 45）31 条 1 項、56 条 1 項、3 項及び 4 項）については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

④ 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査

都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに簡易専用水道設置者からの報告の徴収及び立入検査（水道法（昭 32 法 177）37 条、39 条 3 項）については、すべての市へ移譲する。

〔経済産業省〕

⑤ ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理しているガス用品の販売事業者からの報告の徴収、立入検査及びガス

用品の提出命令（ガス事業法（昭29法51）46条1項、47条1項、47条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。なお、経済産業大臣又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

⑥ 電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理している電気用品の販売事業者（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売事業者を除く。）からの報告の徴収、立入検査及び電気用品の提出命令（電気用品安全法（昭36法234）45条1項、46条1項、46条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。なお、都道府県知事の権限の在り方については、地域主権改革の推進の観点を踏まえて検討し、法改正までに結論を得る。

⑦ 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理している液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収、立入検査等及び液化石油ガス器具等の提出命令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）82条1項、83条1項、83条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。なお、経済産業大臣又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

〔経済産業省、消費者庁、農林水産省〕

⑧ 特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理している特定製品の販売事業者等からの報告の徴収、立入検査及び特定製品の提出命令（消費生活用製品安全法（昭48法31）40条1項、41条1項、42条1項）については、すべての市へ移譲する。なお、経済産業大臣又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

〔経済産業省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省〕

⑨ 緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等

ア 都道府県及び指定都市の条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定（工場立地法（昭34法24）4条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事及び指定都市の長が処理している特定工場の新設に関する届出の受理、設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令（工場立地法6条1項、9条1項及び2項、10条1項）については、すべての市へ移譲する。

〔経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省〕

⑩ 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画等の認定等

都道府県知事が処理している商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定並びに報告の徴収（中小小売商業振興法（昭48法101）4条1

項、2項、3項及び6項、13条1項)については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省〕

⑪ 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（土地区画整理法（昭29法119）76条1項及び4項）については、すべての市へ移譲する。

⑫ 路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している路外駐車場の設置、管理規程、休止等の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに是正命令（駐車場法（昭32法106）12条、13条1項及び4項、14条、18条1項、19条）については、すべての市へ移譲する。

⑬ 改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している改良地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（住宅地区改良法（昭35法84）9条1項及び4項）については、すべての市へ移譲する。

⑭ 流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している流通業務地区内における施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令（流通業務市街地の整備に関する法律（昭41法110）5条1項、6条1項）については、すべての市へ移譲する。

⑮ 都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築の許可、都市計画事業地内における建築等の許可並びにこれらの許可を受けた者からの報告の徴収等、監督処分等及び立入検査（都市計画法（昭43法100）53条1項、65条1項、80条、81条、82条）については、すべての市へ移譲する。

⑯ 市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している市街地再開発促進区域内における建築の許可及び違反是正措置命令並びに第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（都市再開発法（昭和44法38）7条の4第1項、7条の5第1項、66条1項及び4項）については、すべての市へ移譲する。

⑰ 緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している緑地保全地域における行為の届出の受理、行為の禁止・制限及び必要な措置をとるべき命令、原状回復命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（都市緑地法（昭48法72）8条1項及び2項、9条1項、11条1項及び2項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している特別緑地保全地区内における行為の許可、原状回復命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（都市緑地法14条1項、15条において準用する9条、19条において準用する11条）については、すべての市へ移譲する。

⑱ 住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している土地地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内及び住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可並びに原状回復命令等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭50法67）7条1項、26条1項、67条1項、104条1項）については、すべての市へ移譲する。

⑲ 拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）21条1項及び6項）については、すべての市へ移譲する。

⑳ 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、建設及び管理の状況に係る報告の徴収、改善命令並びに供給計画の認定の取消し（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平5法52）2条1項、8条、10条、11条1項）については、すべての市へ移譲する。

㉑ 被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している被災市街地復興推進地域内の建築行為等の許可、原状回復命令等（被災市街地復興特別措置法（平7法14）7条1項及び5項）については、すべての市へ移譲する。

㉒ 防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等並びに施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可、監督処分及び立入検査等（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）197条1項及び4項、283条1項、

283条3項において準用する都市計画法（昭43法100）81条及び82条）については、すべての市へ移譲する。

㉓ マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理しているマンション建替組合設立の認可、個人が施行するマンション建替事業の認可、マンション建替事業の権利変換計画の認可、マンション建替組合及び個人施行者に対する監督（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平14法78）9条1項、45条1項、57条1項、98条、99条）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、警察庁、総務省〕

㉔ 特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している特定路外駐車場設置の届出の受理、基準適合命令、報告の徴収及び立入検査（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）12条1項及び3項、53条2項）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、総務省〕

㉕ 土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理、土地買取り希望の申出の受理及び土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭47法66）4条1項、5条1項、6条1項及び3項）については、すべての市へ移譲する。

〔環境省〕

㉖ 騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視

ア 都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している騒音に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（騒音規制法（昭43法98）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長並びに政令で定める市の長が処理している自動車騒音の状況の常時監視（騒音規制法18条1項）については、すべての市へ移譲する。

㉗ 悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定

都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法（昭46法91）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

㊸ 振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定

都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している振動に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（振動規制法（昭51法64）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

㊹ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

都道府県知事が処理している騒音に係る環境基準の地域類型の指定（環境基本法（平5法91）16条2項）については、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除き、すべての市へ移譲する。

（3）特例市へ移譲する事務

〔環境省〕

① 一般粉じん発生施設設置の届出受理、基準適合命令等、報告徴収、立入検査

ア 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び政令で定める市の長が処理している一般粉じん発生施設設置の届出の受理、基準適合命令等並びに報告の徴収及び立入検査（工場に係る事務を除く。大気汚染防止法（昭43法97）18条1項、18条の4、26条1項）については、特例市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している一般粉じん発生施設設置の届出の受理、基準適合命令等並びに報告の徴収及び立入検査（工場に係る事務に限る。大気汚染防止法18条1項、18条の4、26条1項）については、特例市へ移譲する。

② 一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出受理、解任命令、報告徴収、立入検査

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出の受理、解任命令、報告の徴収及び立入検査（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭46法107）3条3項、4条3項において準用する3条3項、5条3項において準用する3条3項、10条、11条1項）については、特例市へ移譲する。

（4）指定都市及び中核市へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査

並びに改善命令（老人福祉法（昭38法133）29条1項、29条7項及び9項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

② 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可（介護保険法（平9法123）41条1項、48条1項、94条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。
なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

イ 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設の開設者等、介護老人保健施設の開設者等及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令並びに指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（介護保険法76条1項、76条の2第3項、77条1項、90条1項、91条の2第3項、92条1項、100条1項、103条3項、104条1項、112条1項、113条の2第3項、114条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

③ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定（障害者自立支援法（平17法123）29条1項、32条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする（指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。）。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等（障害者自立支援法48条1項、3項及び4項、49条1項、2項及び3項、50条1項、3項及び4項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

（5）指定都市へ移譲する事務

〔内閣府〕

① 特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している特定非営利活動法人の設立の認証、定款変更の認証、事業報告書等の受理、解散の認定、合併の認証、報告の徴収及び立入検査、改善命令並びに設立認

証の取消し（特定非営利活動促進法（平 10 法 7）10 条 1 項、25 条 3 項、29 条 1 項、31 条 2 項、34 条 3 項、41 条 1 項、42 条、43 条 1 項）については、指定都市へ移譲する。

〔国土交通省〕

② 都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭 43 法 100）15 条 1 項）については、指定都市へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての国又は都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア 区域区分（都市計画法 7 条）に関する都市計画

イ 都市再開発方針等（都市計画法 7 条の 2）に関する都市計画

ウ 都市施設（都市計画法 11 条 1 項）のうち、高速自動車国道及び一般国道に関する都市計画

（6）保健所設置市及び特別区へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 理容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（理容師法（昭 22 法 234）6 条の 2、9 条、12 条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

② 興行場の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（興行場法（昭 23 法 137）2 条 2 項、3 条 2 項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

③ 旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（旅館業法（昭 23 法 138）3 条 2 項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（旅館業法 3 条 3 項、4 条 2 項、5 条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

④ 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（公衆浴場法（昭 23 法 139）2 条 3 項、3 条 2 項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑤ クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（クリーニング業法（昭25法207）3条3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑥ 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等

都道府県知事が処理している業務上取扱者の届出の受理、廃棄物の回収等の命令、報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物劇物等の収去、不適當な毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに違反していると認める業務上取扱者に対する必要な措置の命令（毒物及び劇物取締法（昭25法303）22条1項、22条4項において準用する15条の3、17条2項及び19条3項、22条5項において準用する17条2項、22条6項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑦ 美容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（美容師法（昭32法163）7条、8条、13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑧ 薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している薬局の開設の許可、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、薬局製造販売医薬品の製造業の許可、薬局開設者等からの報告徴収及び立入検査、薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（薬事法（昭35法145）4条1項、12条1項、13条1項、69条2項、70条1項、72条4項、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑨ 結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している結核指定医療機関の指定、指定の取消し、報告の徴収及び立入検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）38条2項及び9項、43条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(7) その他

〔内閣府、総務省〕

① 災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知

災害時における自衛隊の派遣について、市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合（災害対策基本法（昭36法223）68条の2第1項）には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができることとする。

〔国土交通省〕

② 都道府県道の管理

町村が、都道府県に協議し、その同意を得て当該町村の区域内に存する都道府県道の管理（道路法（昭27法80）15条）を行うことができることとする。

③ 市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意

市町村が景観行政団体として事務を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議（景観法（平16法110）7条1項）については、同意を要しない協議とする。

※ 上記1に掲げる事務に付随する事務については、この別紙に掲げられていないものも含め、上記1に掲げる事務とともに都道府県から市町村への権限移譲を行うものとする。

2 基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの

〔厚生労働省〕

- ① 児童福祉施設の設置認可等（児童福祉法（昭 22 法 164）35 条 4 項等）〔特例市又はすべての市へ移譲〕
- ② 身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法（昭 24 法 283）15 条 4 項）〔すべての市へ移譲〕
- ③ 第一種社会福祉事業の許可等（社会福祉法（昭 26 法 45）62 条 1 項等）〔すべての市へ移譲〕
- ④ 専用水道の給水開始の届出受理等（水道法（昭 32 法 177）34 条 1 項）〔すべての市へ移譲〕
- ⑤ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等（老人福祉法（昭 38 法 133）15 条 4 項等）〔すべての市へ移譲〕
- ⑥ 有料老人ホーム設置の届出受理等（老人福祉法（昭 38 法 133）29 条 1 項等）〔すべての市へ移譲〕
- ⑦ 母子・寡婦福祉資金の貸付（母子及び寡婦福祉法（昭 39 法 129）13 条等）〔すべての市へ移譲〕
- ⑧ 指定居宅サービス事業者等の指定等（介護保険法（平 9 法 123）41 条 1 項等）〔すべての市へ移譲〕

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成 23 年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

〔文部科学省〕

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権*、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭 23 法 135）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116））

* 県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 55 条 1 項）による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。